破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０２４号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番５棟308号
破産者　篠原　正樹
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４４号
千葉県船橋市海神町南１丁目1669番地１　ドエル西船116号
破産者　石原　賢之
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３３号
千葉県八千代市緑が丘１丁目２番地22　緑が丘ビルこがね503号
破産者　木村　繁雄
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１２号
千葉市中央区中央港２丁目５番７号
破産者　千葉中央運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１３号
千葉市若葉区高品町269―１　クリスタルハイツ201、住民票上の住所千葉市若葉区中田町2357番地87
破産者　岩田　和榮
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７１号
東京都目黒区祐天寺１丁目23番26号
破産者　有限会社アトリエ・テラ
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７２号
千葉市花見川区畑町662番地47
破産者　小室　　暁
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０８号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目31番１号　本間ビル201号
破産者　森岡　　大
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２７号
千葉県船橋市高根台６丁目11番３号
破産者　小林　崇浩
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４１号
千葉市中央区末広５丁目５番11号　ロシナンテホームズ503号、開始決定時の住所千葉市中央区鵜の森町９番１―315号
破産者　遠笏　寿和
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４号
滋賀県彦根市後三条町327番地１大建ビル１階、旧本店所在地大津市雄琴北２丁目28番15号
破産者　有限会社キャストワーク
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市目尾504番地32
破産者　株式会社第一鋼建
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１３５号
埼玉県蓮田市椿山１丁目27番８号
破産者　株式会社ベティー企画
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７７号
千葉県市川市新田２丁目９番１号　（ローズビラⅡ―207号）
破産者　長峰　裕恵
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０４号
東京都町田市金森東３丁目４番９号
破産者　宮本久美子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９７４号
長野県千曲市大字磯部字上の平1840番地３
破産者　株式会社早川酵素飲料研究所
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３号
川崎市多摩区生田７丁目11番８号
破産者　有限会社コージェ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
群馬県太田市下浜田町485番地11
破産者　株式会社アドヴァンスワン
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４００号
群馬県太田市下浜田町485番地11
破産者　有限会社デュオ・デジャブ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７５号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目８番３号
破産者　エス・エイチ・ピー株式会社
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
川崎市川崎区日進町１番地
破産者　アート・ビビアン株式会社
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係